

瀬戸市選挙管理委員会告示第3号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 勝谷哲次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙人名簿の抄本)</p> <p>第6条 選挙人名簿の抄本は、法第22条第1項又は<u>第3項</u>の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において作成しなければならない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(在外選挙人名簿の抄本)</p> <p>第7条の3 在外選挙人名簿の抄本は、<u>法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日</u>現在において作成しなければならない。</p> <p>2 次に掲げる場合に該当するときは、在外選挙人名簿の抄本にその旨及び年月日を記載し、整理しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>法第30条の8第2項</u>において準用する法第24条第1項の規定による異議の申出に対する決定により在外選挙人名簿に登録し、又は在外選挙人名簿から抹消したとき。</p> <p>(3)から(6)まで <省略></p> <p>3及び4 <省略></p>	<p>(選挙人名簿の抄本)</p> <p>第6条 選挙人名簿の抄本は、法第22条第1項又は<u>第2項</u>の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において作成しなければならない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(在外選挙人名簿の抄本)</p> <p>第7条の3 在外選挙人名簿の抄本は、<u>法第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧開始の日</u>現在において作成しなければならない。</p> <p>2 次に掲げる場合に該当するときは、在外選挙人名簿の抄本にその旨及び年月日を記載し、整理しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>法第30条の8第1項</u>において準用する法第24条第1項の規定による異議の申出に対する決定により在外選挙人名簿に登録し、又は在外選挙人名簿から抹消したとき。</p> <p>(3)から(6)まで <省略></p> <p>3及び4 <省略></p>

第2号様式（第4条関係）を次のとおり改める。

第2号様式（第4条関係）

選第 号
年 月 日

市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

瀬戸市選挙管理委員会

委員長

印

選挙関係失権者通知書

選挙関係失権者について、別紙のとおり通知します。

別紙

選挙関係失権者名簿

ふりがな			本籍		
氏名					
生年月日	年	月	日	住所	
職業		性別	男・女		
裁判確定 ・ 猶予取消 ・ 刑終等	裁判所名	罪名	刑名、刑期、金額等		備考
年 月 日確定 年 月 日刑始 年 月 日刑終 執行猶予取消決定確定			懲役 (禁錮) 年 月 罰金 円 決定 未決勾留日数 日通算 裁定 日算入 懲役刑 (禁錮刑) 年間執行猶予 選挙権停止期間 年 月間 選挙権不停止 刑の執行免除		
通知内容			通知受理 年 月 日	選管通知 年 月 日	

附 則

この告示は、公示の日から施行する。